

○大子町放課後子ども教室推進事業実施要綱

平成24年4月1日

教育委員会告示第1号

(目的)

第1条 この要綱は、放課後等に小学校の余裕教室等を活用して、子どもたちの安全で安心な活動拠点を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに学習、スポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を行う大子町放課後子ども教室推進事業（以下「事業」という。）を実施することにより、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進することを目的とする。

(事業の委託)

第2条 大子町教育委員会教育長（以下「教育長」という。）は、利用の可否の決定を除き、事業の一部を適切な事業運営が確保できると認められる社会教育関係団体等に委託するものとする。

(事業内容)

第3条 事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 放課後等における地域の子どもたちの安全で安心な活動拠点の確保に関するこ。
- (2) 地域の大人の参画による子どもたちへの様々な学習、スポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の提供に関するこ。
- (3) 様々な学習、スポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を通しての子どもたちの社会性、自主性、創造性等の豊かな人間性の育成に関するこ。
- (4) 地域の子どもたちと大人の積極的な参画・交流による地域コミュニティの充実に関するこ。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、子どもたちが地域の中で安心して健やかに育まれる環境づくりを推進するために必要な活動に関するこ。

(対象者)

第4条 事業を利用できる児童は、事業を実施する小学校区（以下「実施校区」という。）に在住する児童とする。

(名称及び実施場所)

第5条 放課後子ども教室（以下「子ども教室」という。）の名称及び実施場所は、別表第1のとおりとする。

(実施日及び実施時間)

第6条 事業の実施日及び実施時間は、次に掲げるとおりとする。ただし、大子町立学校管理規則（昭和49年大子町教育委員会規則第1号）第3条又は茨城県県立学校管理規則（昭和35年茨城県教育委員会規則第6号）第8条に規定する学校の休業日及び学校給食を提供しない日は、実施しないものとする。

(1) 実施日 別表第2のとおりとする。

(2) 実施時間 下校時刻から午後6時まで

2 教育長は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、実施場所の施設管理者と協議の上、実施日又は実施時間を変更することができる。

(利用の申込み等)

第7条 事業に利用しようとする児童の保護者（以下「申込者」という。）は、放課後子ども教室推進事業利用申込書（様式第1号）を教育長に提出しなければならない。

2 教育長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を審査の上、利用の可否を決定し、放課後子ども教室推進事業利用決定通知書（様式第2号）により申込者に通知するものとする。

(地域学校協働活動推進員等)

第8条 事業の総合的な調整を行うため、地域学校協働活動推進員等を置く。

2 地域学校協働活動推進員等は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 活動プログラムの企画に関すること。
- (2) 学校、関係機関・団体等との連絡調整に関すること。
- (3) 児童の保護者に対する利用の呼びかけに関すること。
- (4) ボランティア等の地域の協力者の確保、登録及び配置に関すること。
- (5) 放課後児童健全育成事業との連携についての調整に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、事業の実施に関し教育長が必要と認める事項に関すること。

(協働活動支援員)

第9条 学習意欲のある児童に対して、学習・体験・交流活動の指導を行うため、各子ども教室に協働活動支援員を置く。

(協働活動サポーター)

第10条 児童の安全管理を行うため、各子ども教室に協働活動サポーターを置く。

(運営委員会)

第11条 事業の運営方法等を検討するため、大子町放課後子ども教室推進事業運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 事業計画の策定に関すること。
- (2) 安全管理に関すること。
- (3) 広報活動に関すること。
- (4) 協働活動サポーター等の地域の協力者の人材確保に関すること。
- (5) 活動プログラムの企画に関すること。
- (6) 事業実施後の検証及び評価に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、事業の実施に関し教大子町育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める事項に関すること。

3 運営委員会は、委員12人以内をもって組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 教育長
- (2) 大子町校長会長
- (3) 実施校区の教職員の代表者
- (4) 実施校区のPTAの代表者
- (5) 実施校区の交通安全母の会の代表者
- (6) 大子町社会教育委員
- (7) 大子町行政連絡区長
- (8) 大子地区防犯協会の代表者
- (9) 学識経験者
- (10) 事務局長

(11) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前項の規定にかかわらず、特定の地位又は職により委嘱され、又は任命された委員の任期は、当該地位又は職にある期間とする。

7 運営委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

- 8 委員長は、教育長をもって充て、副委員長は、委員の互選によりこれを定める。
 - 9 委員長は、会務を総理し、運営委員会を代表する。
 - 10 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 11 運営委員会は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。
 - 12 運営委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
 - 13 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。
 - 14 運営委員会の庶務は、生涯学習担当において処理する。
 - 15 運営委員会の運営に関し必要な事項は、運営委員会の議を経て、委員長が別に定める。

(守秘義務)

第12条 事業に携わる者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(保険加入)

第13条 事業を利用する児童は、原則として傷害保険に加入するものとし、その費用は当該児童の保護者（以下「保護者」という。）が負担するものとする。

(費用負担)

第14条 事業の利用に要する費用は、無料とする。ただし、材料費等の実費については、保護者から徴収することができる。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(大子町放課後子ども教室推進事業運営委員会運営要綱の廃止)

- 2 大子町放課後子ども教室推進事業運営委員会運営要綱（平成19年大子町教育委員会告示第3号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この告示の施行の際に前項の規定による廃止前の大子町放課後子ども教室推進事業運営委員会運営要綱（以下「旧要綱」という。）第3条第2項の規定により委嘱され、又は任命された大子町放課後子ども教室推進事業運営委員会の委員である者は、この告示の施行の日に、第11条第4項の規定により運営委員会の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなされる者の任期は、第11条第5項の規定にかかわらず、同日における旧要綱第3条第2項の規定により委嘱され、又は任命された大子町放課後子ども教室推進事業運営委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則（平成24年教委告示第4号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年教委告示第1号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年教委告示第5号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年教委告示第3号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年教委告示第1号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年教委告示第1－2号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年教委告示第3号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年教委告示第1号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（平成30年教委告示第2号）

この告示は、公布の日から施行する。

別表第1（第5条関係）

名称	実施場所
だいご小学校放課後子ども教室	大子町立だいご小学校施設の一部
依上小学校放課後子ども教室	大子町立依上小学校施設の一部
さはら小学校放課後子ども教室	大子町立さはら小学校施設の一部
生瀬小学校放課後子ども教室	大子町立生瀬小学校施設の一部
袋田小学校放課後子ども教室	大子町立袋田小学校施設の一部
上小川小学校放課後子ども教室	大子町立上小川小学校施設の一部
すまいるクラブ	茨城県立大子特別支援学校施設の一部

別表第2（第6条関係）

名称	実施日
だいご小学校放課後子ども教室	4月から翌年3月までの毎週月曜日から金曜日までの日のうち教育長が指定する日
依上小学校放課後子ども教室	4月から翌年3月までの毎週月曜日から金曜日までの日のうち教育長が指定する日
さはら小学校放課後子ども教室	4月から翌年3月までの毎週月曜日から金曜日までの日のうち教育長が指定する日
生瀬小学校放課後子ども教室	4月から翌年3月までの毎週月曜日から金曜日までの日のうち教育長が指定する日
袋田小学校放課後子ども教室	4月から翌年3月までの毎週月曜日から金曜日までの日のうち教育長が指定する日
上小川小学校放課後子ども教室	4月から翌年3月までの毎週月曜日から金曜日までの日のうち教育長が指定する日
すまいるクラブ	4月から翌年3月までの毎週月曜日から金曜日までの日のうち教育長が指定する日

様式第1号（第7条関係）

放課後子ども教室推進事業利用申込書

年　月　日

大子町教育委員会教育長　　様

申込者氏名

印

放課後子ども教室推進事業を利用したいので、次のとおり申し込みます。

ふりがな			性別	<input type="checkbox"/> 男	<input type="checkbox"/> 女
児童氏名			生年月日	平成　年　月　日	
			年齢	満　歳	
学校名			学年	年　組	
住所	〒				
保護者氏名			電話番号		
緊急連絡先	氏名1・続柄		電話番号		
	氏名2・続柄		電話番号		
	氏名3・続柄		電話番号		
兄弟・姉妹について	氏名		学年	年　組	
			続柄		
	氏名		学年	年　組	
			続柄		
利用希望日 (○で囲む)	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
確認事項（□にチェックしてください。）					
<input type="checkbox"/> 放課後子ども教室の決まりを守り利用することを誓います。（決まりを守れない場合 は、放課後子ども教室の利用ができなくなります。）					
特記事項（お子さんの様子、活動に当たって留意すべきこと等を御記入ください。）					

様式第2号（第7条関係）

年　月　日

様

大子町教育委員会教育長　印

放課後子ども教室推進事業利用決定通知書

先に申込みのあった放課後子ども教室推進事業の利用については、次のとおり決定した
ので通知します。

1 利用決定

児童氏名	
教室名	
利用期間	年　月　日 () ~ 年　月　日 ()
留意事項	1 終了時刻には、必ず保護者の方がお迎えにきてください。 2 教室を欠席するときは、必ず前日までに御連絡ください。

2 却下

理由